2.65° ≤ θ < 4.35°	に対し、	$-141.1+1.3\theta^2$	dB(W/(m²·MHz))
4.35° ≤ θ < 9.1°	に対し、	$-133.2+26.1\log\theta$	dB(W/(m²·MHz))
9.1° ≤ θ	に対し、	−105	dB(W/(m²·MHz))

ここでθは、個々の東西方向衛星位置保持精度を考慮した、所要宇宙局と混信宇宙局の間の最小公称地心離隔（度）である。

2　第11.32号の規定に基づき、無線通信局が調整手続との整合性の観点から衛星通信網の通告を審査する際、無線通信局は、2012年2月18日以前に第9.30号の規定に基づき受領した通信網についてはWRC-12により改正が行われている付録第５号の表5-1の第9.7号の調整条件に照らして審査すること。

追　決議第555（WRC-12）　21.4-22GHzの周波数帯への公平な接続促進のための第一地域及び第三地域における本周波数帯BSS通信網への規制上の追加規定

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WARC-92は、第一地域及び第三地域において、21.4-22GHzの周波数帯を2007年４月１日以降に実現されるBSSに分配したこと。

b)　1992年以来、上記周波数帯の使用は、決議第525（WARC-92、WRC-03、改及びWRC-07、改）に従い、暫定手続の対象となっていたこと。

c)　憲章第44条が、発展途上国の必要性を考慮しつつ、無線周波数、静止衛星及びその他の衛星の軌道の利用のための基本原則を提示していること。

以下を更に考慮し、

a)　計画作成時点での技術的前提に制約されてその利用が固定化され、また実世界の需要と技術的進歩を取り入れた柔軟な利用を困難にすることから、第一地域及び第三地域における21.4-22GHzの周波数帯のBSS通信網の事前計画は必要がなく、避けるべきであること。

b)　これら帯域の使用に関する暫定的手続は先着順であったこと。

以下を認め、

a)　この帯域における、幾つかの主管庁からのファイリングの数は膨大であり、第11条に示された規制上の期限までに実現することは現実的でなく、かつ困難であろうこと。

b)　上記、認識事項a)で言及した数を含めたファイリング数（無線通信局は2011年12月時点で291の調整要求を受領）は、他の主管庁により既に提出されたもの又は提出されようとしているBSSシステムの調整が成功する可能性を制約していること。

以下を決議し、

1　憲章第44条に従い、主管庁は提案数を絶対必要最小限にするという観点から、2012年２月18日以前に提出した21.4-22GHzの周波数帯の提案を見直し、無線通信局と主管庁が第9条と第11条に基づき審査及び処理する必要のないものを2012年６月30日までに無線通信局に通知すること。

2　ファイリング数の少ない他の主管庁からの提案、特に自国領域を含める提案を受け入れるため、最大限の努力をするよう主管庁に強く促すこと。

3　2012年２月18日以前に受領されたが無線通信局においてまだ処理されていない提案については、提案主管庁はその提案の特性内容を変え、決議第553（WRC-12）添付文書の第１附属書又はITU-RレポートBO.2071に規定された範囲内で新しい値で、最初の受付日を変えることなく提出することが可能であること。

4　2012年２月18日以前に受領され、無線通信局において処理済みの提案については、その修正が当初案から更に混信を発生させない場合に限り、提案主管庁は、その提案の特性内容を変え、決議第553（WRC-12）の添付文書の第１附属書又はITU-RレポートBO.2071に規定された範囲内で新しい値で、最初の受付日を変えることなく提出することが可能であること。

以下を無線通信局長に指示し、

本決議の実施結果を、権限を有する将来の世界無線通信会議へ報告すること。

以下をITU理事会に要請する。

上記決議事項３及び４による提案をコスト回収手数料の対象から除くべく、決定第482（2008年改正）の改正を検討すること。

改　決議第612（WRC-12、改）　海洋レーダーの運用を可能にするための3-50MHzの周波数帯での無線標定業務の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　世界中で、環境保護、海洋学上、気象学上、気候学上、海事及び災害被害の緩和のための運用を支援するため、沿岸部の海面の状況を測定するための海洋レーダーの運用についての関心が高まっていること。

b)　海洋レーダーは、世界の幾つかの地域では、HF海洋レーダー、HF波高測定レーダー又はHF表面波レーダーとして知られていること。

c)　海洋レーダーは、海上伝搬を意図した地表波を使って運用されること。

d)　長距離での海面上の船舶の探知を可能にし、そしてそのことにより世界的な船舶と港湾の保安及び安全性に恩恵をもたらしたことで、世界中の海事関係者の注目を集めている海洋レーダーのアプリケーションがあること。

e)　海洋レーダーを運用することによって、環境の保護、災害への準備、国民の健康の保護、気象学上の活動の改善、沿岸及び海上安全の増進並びに国の経済の向上を通じて社会に恩恵がもたらされること。

f)　海洋レーダーは、世界中で実験的に運用されてきており、これらのシステムによる恩恵を理解するとともに、周波数の必要性及び周波数共用検討に対する理解をもたらすこと。

g)　海洋観測のために海洋レーダーシステムによって使用することができる周波数領域は、必要とされる性能とデータによって決まってくること。

h)　約30MHz以下においては、適切な伝搬条件が存在する場合にも、海洋レーダーからの意図しない空間伝搬が生ずる可能性があること。

以下を認め、

a)　海洋レーダーは、1970年代以降、第4.4号の規定に基づいて、幾つかの主管庁により運用されていること。